

学校職員の懲戒処分について（令和6年4月15日教育委員会議定例会）（議案第2号関係）

No.	1
処分年月日	令和6年4月15日
処分の種類	減給5月
処分の理由	安全運転義務違反（過失運転致死） (概要) 被処分者は、令和4年8月20日（土）午後6時28分頃、私用で普通乗用自動車を運転し、紫波町内の町道において進路前方を横断中の被害者に気付かず、自転車右前部を衝突させて同人を路上に転倒させたことにより、外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせ、同年12月13日（火）、同人を前記傷害に基づく敗血症により死亡させた。
事件発生日 年 月 日	令和4年8月20日（土）
被処分者の 年 齢	60歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	中部教育事務所管内（花巻市、北上市、遠野市、西和賀町）